

## 2-3 歩車道分離方法

### 2-3-1 縁石の高さ

1. 車道と歩道とは原則として「縁石」により分離する。
2. 縁石の高さは車道面に対して高さ 15cm を標準とする。<sup>【解説1】</sup>

縁石は、車道と歩道とを分離させるものであり、車両の路外逸脱による歩行者の保護等の役割を果たしているため、歩道等（乗入れ部及び横断歩道等に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道面に対する高さは15cmを標準としているが、用途により、5cm、20cm、25cmの縁石を使用できる。

なお、国道においては、高さ15cm以上の縁石を使用すること。

#### 【解説1】縁石

##### (1) 縁石の役目

- ・車道と明確に分離する。
- ・車両の路外逸脱や歩行者の車道への不必要な逸脱による事故を防止する。
- ・降雨時における路面排水の沿道民地への流入を防止する。

一方、縁石高さが高すぎると、車両ドアの開閉の支障や衝突車乗員の危険性、歩行者への不快感が生じることとなる。

一般的な乗用車の最低地上高が15cm前後であることや「道路移動等円滑化基準」に基づき、車道面に対する高さを15cmとして定めた。

##### (2) 特殊部の縁石（図2-3-1参照）

幹線道路で特に交通量が多い場所や走行速度の高い場所および車両用防護柵が設置されていない場所では、車両の路外逸脱や、それによる重大な二次災害を引き起こす可能性が高いためガイドライン等を参考に、以下の運用を認めることとした。

- ①主要幹線道路や4車線道路、さらに車両ドアの開閉の可能性が低く、路外逸脱による落下等の重大な被害が生じる橋梁・高架橋区間等では、車道面に対する高さが20cmの縁石を使用できる。
- ②トンネル区間では構造物の保全のために車道面に対する高さが25cmの縁石を使用できる。
- ③コミュニティ道路などの整備を行う時には、車道面に対する高さが、5cmのすりつけ縁石を使用できる。<sup>（注）</sup>

（注）コミュニティ道路等での縁石の高さについて

**コミュニティ道路等交通安全上支障の無い地域に密着した道路では、積極的に自転車歩行車道と車道の高さを同じもしくは段差を少なくすることを検討すべきである。**

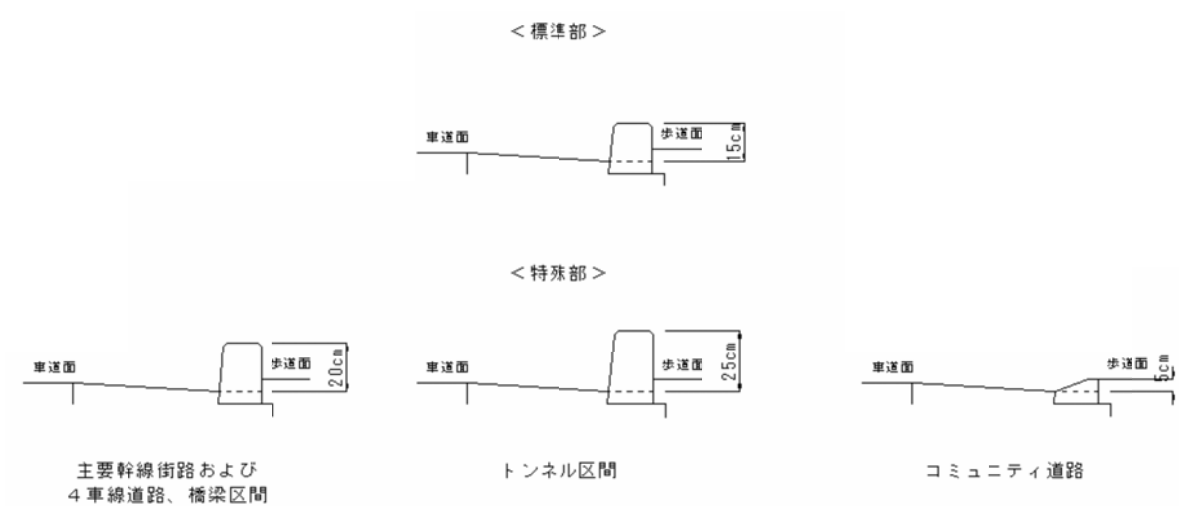


図2-3-1 歩車道境界に使用できる縁石構造



写真2-3-1 コミュニティ道路部の歩道